

## アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長  
同志社大学教授

安藤 仁介

前回、アジア諸国人権について考える最初の例として「台湾を取り上げ、一九世紀末の日清戦争の結果、清國から日本に割譲された同島が第一次世界大戦の終結後、中国へ返還されたこと、ただし中國本土で共産党軍との内戦に敗れた国民党軍が台湾へ逃げ込み、蒋介石に率いられた中華民国政府が土着の住民の政治参加を徹底的に弾圧して、憲法を停止し、戒厳令を敷く事態が半世紀も続いたこと、をご説明しました。とくに、一九四七年二月二七日夕刻、闇タバコ摘発中の公務員と警察官から女性が暴行・傷害を受けた事件は、住民の怒りに火をつけ、当局に対する不満が瞬く間に台湾全土に広がって、自治拡大の要求が高まつたのです。この二・二八蜂起は

われず、終身議員的な状況が長らく続きました。私が台湾を初めて訪れたのは一九六八年の夏ですが、台北空港で荷物を全部検査され、予備用の靴に詰めてあつた日本の新聞紙まで取り上げられるなど、外部から情報が入ることを極度に警戒している様子がうかがえたものです。

ところでこの間、台湾を含む中国の国際情勢には大きな変化が起こりました。まず、北京に中華人民共和国政府が樹立された一九四九年、同政府は国際連合に通告を送り、「国際連合で五大国の一つたる「中国」を代表すべきは、台湾に閉じ込められた中華民国政府ではなく、北京を首都とする中華人民共和国政府であるべきだ」として、代表権交替の措置をとることを求めました。英國などは、中国領土の圧倒的な部分を支配する北京政府を中国の正統政府として承認する措置を執っていましたが、米国などは、国連憲章の起草時から国連活動に協力してきた台北政府を事实上追放することに懐疑的であり、翌五〇年に始まった朝鮮戦争に国連軍が派遣され、北京政府が義勇軍の名でこれに対抗した事情も手伝つて、いわゆる中国代表権問題の決着は一九七一年にまで遡れ込みました。しかし、この年、国際連合における中

軍隊も出動する大弾圧により鎮圧されました。土着の知識層や指導者を含む五、〇〇〇人の犠牲者を出したといわれています。その後この事件は、台湾ではタブー視され、日本ではあまり知られていません。しかし、台湾独立運動へ繋がる底流の一つとなつたことは、否定できないでしょう。

一九四九年一〇月一日、北京で中華人民共和国政府の樹立が宣言された直後の同年一二月七日、中華民国政府は北京から台北へ公式に移転することを発表しました。蒋介石とその側近を中心とする同政権は、一九四六年に国民党が一方的に開いた制憲国民大会で「中華民国憲法」を採択し、国民大会を政権行使の最高機関としました。また翌四七年、同様に国民党が一方的に開いた第一回選挙で国民大会の代表を選出し、若干の補充を除くほか、ごく最近に至るまで、改選はまったく行われませんでした。最高機関の頂点には、国民大会が選出する総統が位置しますが、一九五〇年から七五年の死去まで蒋介石が、七八年から八八年の死去まで息子の蔣經国が、それぞれ総統に就任しました。立法機関としては立法院がありますが、これも国民大会と同様に改選がまったく行

国代表権が北京政府に移ったことを受けて、米国のニクソン大統領が訪中して毛沢東主席と会談し、のちの米中和解の基礎ができたのです。

日本では、この頭越しの米中和解をニクソン・ショックと称する向きもありましたが、中華人民共和国政府の承認はすでに世界的な潮流となつており、翌七二年には田中首相が訪中して日中共同宣言が採択されました。このなかで日本政府は、両国間の「これまでの不正常な状態」を終えて正式な「外交関係を樹立する」ことに合意し、かつ「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」するとともに「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする「中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と述べました。実は日本は中華民国との間で一九五二年に平和条約を締結していたのですが、日中共同宣言に付随して外務大臣談話を発表し、共同宣言の採択の結果、「日華和平条約は存続の意義を失い、失効した」ことを明らかにしたのです。その意味については、次回に考えてみたいと思います。